

締約国に関する情報 BW	ボツワナ  一般情報	附属書 B1 BW
国内官庁の名称	Companies and Intellectual Property Authority (CIPA) (Botswana) (企業知的所有権機関 (C I P A) (ボツワナ) )	
所在地	Plot 181, Kgale Mews, Gaborone, Botswana	
郵便のあて名	P. O. Box 102, Gaborone, Botswana	
電話番号	(267) 318 87 54, 367 37 00	
ファクシミリ装置	(267) 318 81 30	
電子メール	feedback@cipa. co. bw	
インターネット	www. cipa. co. bw	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	求めがなければ送付の日から1箇月以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ボツワナの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により企業知的所有権機関 (C I P A) (ボツワナ), A R I P O事務局又はW I P O国際事務局 (附属書C参照)	
ボツワナが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 企業知的所有権機関 (C I P A) (ボツワナ) (国内段階参照)  A R I P O保護: A R I P O事務局 (国内段階参照)	
ボツワナを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案証  A R I P O: 特許, 実用新案 (実用新案は, A R I P O特許に代えて又はA R I P O特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するボツワナの規定	なし	

[次頁に続く]

B W	ボツワナ (続き)	B W
国際公開に基づく仮保護	な し	
ボツワナが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ボツワナが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	な し	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知を受領した日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	な し	
A R I P O特許については、附属書Bのアフリカ広域知的所有権機関 (A P) を参照		